

秋田県主要農作物種子生産実施要領

第1 目的

本実施要領は、秋田県主要農作物種子基本要綱（以下「基本要綱」という。）に基づき、本県における主要農作物の奨励品種等の優良な種子を安定的に供給するために必要となる事項を定めるものとする。

第2 奨励品種等の決定等

基本要綱第3条に基づく奨励品種等の決定は、次により行う。

- 1 奨励品種等の採用基準は、以下のとおりとする。
 - (1) 国や県及び民間で育成したもので、収量、病虫害抵抗性、品質その他の栽培上重要な特性、及び生産物の利用上の重要な特性の全部、又はいずれかについて、既存の奨励品種等と比較して明らかに優れていると認められること。
- 2 奨励品種等の廃止基準は、以下のとおりとする。
 - (1) 栽培上重要とされる特性又は生産物の利用上重要とされる特性に関し、上記1の採用基準を満たさなくなった場合、又は重大な欠点が明らかとなった場合。
 - (2) 当該品種に係る作付面積が著しく減少し、今後も増加の見通しが無い場合。
 - (3) 新たな奨励品種等によって代替が可能な場合。
 - (4) 当該品種の種子の供給が困難となった場合。
- 3 奨励品種等の区分は、以下のとおりとする。

区 分	定 義
奨励品種	奨励品種の採用基準を満たし、県が積極的に普及奨励しようとするもので、主力品種となるもの。
認定品種	奨励品種の採用基準を満たしているが、栽培適地の範囲が比較的狭いなど作付地域が限定される品種、又は在来種を系統選抜したもので、県が普及奨励しようとするもの。

4 秋田県品種対策協議会

県は、奨励品種等の決定や廃止等について審議するため、関係各課、試験研究機関、農業団体、学識経験者等による「秋田県農作物品種対策協議会」を設置するものとし、その設置運営等については、別記1「秋田県農作物品種対策協議会設置運営規程」により行う。

5 奨励品種等決定調査

県は、奨励品種等の決定及び廃止等に当たっては、奨励品種等決定調査を行う。

(1) 奨励品種等決定調査の種類

ア 基本調査

供試される品種（品種登録前の系統も含む。以下同じ。）につき、県内での普及に適するか否かについて、栽培試験その他の方法によりその特性の概略を明らかにする。

イ 現地調査

管内の自然的経済的条件を勘案して区分決定した地域（以下「奨励品種適応地

域」という。)ごとに、栽培試験を行うことにより、供試される品種の特性を明らかにする。

(2) 奨励品種等決定調査の担当機関

ア 基本調査は、秋田県農業試験場（以下「農業試験場」という。）において行う。

イ 現地調査は、原則として、奨励品種適応地域ごとに、その地域内を管轄する地域振興局又は農業試験場が行うものとする。ただし、調査に用いるほ場の管理については、委託契約により農業者に委託することができる。

なお、委託契約では、調査データや奨励品種に決定される以前の調査対象品種の種子が他に流出しないよう生産物の取扱方法等について規定する。

(3) 奨励品種等決定調査の方法

奨励品種等決定調査の方法は、原則として、別記2「奨励品種等決定調査の方法」による。

第3 種子計画の策定

基本要綱第4条に基づく種子計画の策定は、次により行う。

1 県は、毎年、次の奨励品種等の区分及び期限までに種子計画を策定する。

 水稻・大豆 2月10日

 麦類 7月31日

なお、策定に当たっては、第3項に定める「秋田県主要農作物種子生産対策協議会」で承認を得るものとする。

2 種子計画の内容

種子計画には、次に事項を定める。

(1) 主要農作物の種子の種類別品種別の需給見通しに関する事項

(2) 主要農作物の種類別品種別の一般種子生産に関する事項

(3) 主要農作物の種類別品種別の原種及び原原種生産に関する事項

(4) その他主要農作物の種子の安定的な供給に関する事項

3 秋田県主要農作物種子生産対策協議会

県は、種子計画の策定や種子の需給調整、その他種子の安定供給に関する事項を検討するため、関係機関、団体、種子生産組合、種子需要者、学識経験者等で組織する「秋田県主要農作物種子生産対策協議会（以下「種子生産対策協議会」という。）」設置するものとし、その設置運営等については、別記3「秋田県主要農作物種子生産対策協議会設置運営規程」により行う。

第4 原種及び原原種の生産等

基本要綱第5条に基づく原種及び原原種の生産と確保については、「秋田県主要農作物原種・原原種生産及び配布要領」により行う。

第5 奨励品種等の一般種子の安定供給

種子計画に基づく、奨励品種等の一般種子の生産及び供給は、次により行う。

なお、他県への生産委託については、秋田県産米改良協会が調整を行う。

1 県、関係機関、団体等の役割

県、関係機関、団体等は、優良な一般種子の安定生産と供給のため、次の業務等を

行う。

(1) 県

- ア 種子計画の策定に関する事
- イ 種子生産対策協議会の運営に関する事
- ウ 県奨励品種等の原種及び原原種の生産、供給及び確保に関する事
- エ 一般種子生産に関する技術指導に関する事
- オ 産米改良協会の「水稻採種ほ及び周辺ほ場の育苗巡回自主審査要領」に基づく自主審査の指導に関する事
- オ 種苗法に基づく一般種子の「生産等基準検査」に関する事
- カ 関係機関、団体との調整に関する事

(2) 秋田県産米改良協会（以下「産米改良協会」という。）

- ア 県奨励品種等の種類別品種別一般種子の需給調整に関する事
- イ 種子計画に基づく採種計画の策定と品種別採種量の配分調整に関する事
- ウ 農業協同組合との採種に関する契約に関する事
- エ 農業協同組合や種子生産組合に対する技術指導や自主審査体制の強化に関する事
- オ 一般種子生産ほ場及び種子生産並びに検査に関する県との調整に関する事
- カ 一般種子の備蓄運用、残量処理、事故処理及び補償に関する事
- キ 奨励品種等の他県等からの種子確保に関する事
- ク 奨励品種等以外の種子の確保や県外供給など、広域的な種子供給体制に関する事
- ケ 災害等緊急時の種子確保に関する事
- コ 秋田県主要農作物種子生産者協議会に関する事
- サ 県内の一般種子生産施設の整備、強化等に関する事
- シ その他、種子の品質改善等に関する事

(3) 全国農業協同組合連合会秋田県本部（以下「全農秋田県本部」という。）

- ア 奨励品種等の原種の調達・配布に関する事
- イ 一般種子の売買及び流通に関する事
- ウ 県外生産種子の流通に関する事
- エ 一般種子の保管に関する事

(4) 農業協同組合・株式会社大潟村カンントリーエレベーター公社

- ア 県奨励品種等及びそれ以外の品種の種子の需要把握に関する事
- イ 一般種子の農業者への供給に関する事
- （以下、一般種子生産ほ場及び種子生産組合等を有する場合）
- ウ 一般種子生産者の選定及び生産ほ場の設定に関する事
- エ 一般種子生産技術の指導及び生産技術の向上に関する事
- オ 産米改良協会の定める「水稻採種ほ及び周辺ほ場の育苗巡回自主審査要領」に基づく自主審査の実施及び「採種組合による自主審査体制」の指導に関する事
- カ 一般種子生産施設の整備、再編等に関する事
- キ 種子生産組合等の運営と体制強化のための指導に関する事

(5) 種子生産組合等

- ア 優良な一般種子の生産に関する事
- イ 産米改良協会の定める自主審査体制の構築と実施に関する事

- ウ 生産技術の向上に関する事
 - エ 種子生産体制の強化に関する事
 - オ その他優良種子の生産に関する事
- (6) 秋田県主食集荷商業協同組合
- ア 組合員の一般種子の需要把握に関する事
 - イ 組合員への一般種子の供給に関する事
- 2 産米改良協会による採種計画の策定と配分調整
- (1) 産米改良協会は、種子計画に基づき、品種別、種子生産組合等別の採種計画を策定する。
- (2) 採取計画の策定に当たっては、種子生産組合等や種子生産者の過去の生産実績等を踏まえるなど、種子計画に基づいた種子の確保に努める。
- 3 農業協同組合による一般種子生産者の選定と生産ほ場の設定
- (1) 農業協同組合は、一般種子の生産者の選定とほ場の設定を行う。
- (2) 種子生産者の選定に当たっては、過去の生産実績を踏まえるなど、優良種子の生産のために必要な知識及び技術を有すると認められる生産者を選定するとともに、栽培技術研修会等を実施するなど優良種子の生産に努めること。
- (3) 種子生産ほ場の設定に当たっては、以下の生産条件を満たすものとする。
- ア 排水が良好であり、病害虫の多発の恐れがないこと。
 - イ 作付する水稻品種は、原則として、前年と同一品種とするか、水稻以外の作物の後作とする。
- 4 種子生産組合等による優良種子の生産
- (1) 種子生産組合等は、優良種子の生産体制を構築するため、第5の1の(5)について、以下の取組を行う。
- ア 優良な種子生産のための高度な知識と技術を習得するための研修の実施
 - イ 産米改良協会が定める「水稻採種ほ及び周辺ほ場の育苗巡回自主審査要領」並びに、「採種組合による自主審査体制について」に基づく自主審査体制の充実
 - ウ 機械の共同利用と作業の共同化による生産性の向上
 - エ 採種ほ場の団地化等の推進
 - オ 種子生産の担い手の育成
- (2) 産米改良協会と農業協同組合は、上記の種子生産組合等の取組が円滑に実施されるよう指導を行う。
- 5 災害等緊急時の種子確保対策
- (1) 準種子の確保
- 災害等により、種苗法第61条第1項に基づく指定種苗の生産等に関する基準（平成14年4月1日農林水産省告示第933号）の遵守状況を確認するために行う「生産等基準検査（以下、「生産等基準検査」という。）」及び農産物検査法（昭和26年法律第144号）第6条第1項の規定に基づく農産物規格規程（昭和26年4月19日農林省告示第133号）に合格した種子をもっても必要種子量の確保が困難な場合は、品種の来歴が明確で、産米改良協会が選定し、県による確認を行ったほ場で生産された農産物で、かつ、「生産等基準検査」に合格したもの、或いは、あらかじめ種子生産ほ場として特定され、県の定めるほ場確認基準を満たし、かつ、「生産等基準検査」に合格し、産米改良協会が認めたものについては、準種子として確保、供給することができる。

(2) 他県等からの緊急的な調達

準種子の供給によっても需要に対応できない場合は、産米改良協会が他県種子協会等との調整を行い、緊急的に種子を調達する。

なお、この場合、種苗法に基づく「生産等基準検査」に合格したもの、又はこれに準ずる種子であり、かつ、種子伝染性病害虫や耐性菌の恐れがない種子であること。

(3) 転用種子による対応

準種子や他県からの調達でも供給不足となる場合は、一般に生産された生産物を種子用に転用する、いわゆる転用種子で緊急的に対応する。

(4) 備蓄体制の検討

緊急時に対応するため、主要な品種について、産米改良協会は備蓄体制のための措置を講ずる。

第6 種子等の検査等

基本要綱第7条に基づく検査は、次により行う。

- 1 原種及び原原種の審査は、「秋田県主要農作物原種・原原種生産及び配付要領」の別記2「秋田県主要農作物原種・原原種審査規程」により、県が行う。
- 2 奨励品種等の一般種子の検査・確認は、「秋田県主要農作物種子検査要領」により、県が行う。

第7 県の助言指導

県は、奨励品種等の一般種子生産者等に対し、優良な種子を確保するための技術的な助言・指導等を行う。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年4月1日時の奨励品種等は、令和2年度末の区分及び品種とする。

別記1

秋田県農作物品種対策協議会設置運営規程

(趣旨)

第1条 県は、農作物の奨励品種等の決定及び廃止等について、関係機関等と協議するため「秋田県農作物品種対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この規程で「奨励品種」、「認定品種」、「園芸作物認定品種」とは、別表のとおりとする。

(目的)

第3条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 「奨励品種」、「認定品種」、「園芸作物認定品種」の決定基準に関すること
- (2) 主要農作物の奨励品種決定調査の方法及び供する品種等に関すること
- (3) 「奨励品種」、「認定品種」、「園芸作物認定品種」の決定及び廃止に関すること
- (4) 「奨励品種」、「認定品種」、「園芸作物認定品種」の普及に関すること
- (5) 農作物の品種改良に関すること
- (6) その他品種対策に関する必要な事項

(構成)

第4条 協議会は、関係行政機関、試験研究機関の職員、関係団体の代表者及び学識経験者をもって構成し、会長は農林水産部長、副会長は農林水産部次長及び農業試験場長とする。

- 2 協議する案件を事前に検討するため、関係機関・団体等の実務者によって構成される幹事会を別途設けることができるものとし、幹事長は水田総合利用課長とする。
なお、必要に応じて作物別部会を設置することができるものとする。
- 3 協議会及び幹事会では、必要に応じて、民間品種育成関係者等を参考人として参加させることができるものとする。

(会議)

第5条 協議会は、会長が必要に応じて随時開催するものとし、協議会の議長は会長とする。

- 1 なお、会長が出席困難となった場合は、副会長が代行する。
- 2 幹事会で了承が得られた場合、書面による議決をもって協議会に代えることができる。
- 3 幹事会は、会長が必要に応じて開催する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は水田総合利用課内に置く。

附 則

この規定は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表

「奨励品種」、「認定品種」、「園芸作物認定品種」の区分

区 分	定 義
奨励品種	<p>主要農作物（稲・麦・大豆）のうち、国や県及び民間が育成したもので、収量、病虫害抵抗性、品質その他の栽培上重要な特性、及び生産物の利用上の重要な特性が既存の栽培品種と比較して明らかに優れていると認められ、県が積極的に普及奨励しようとするもので、主力品種となるもの。</p>
認定品種	<p>主要農作物のうち、奨励品種に準ずるものとして、既存の栽培品種と比較して明かに優れていると認められるが、栽培適地の範囲が比較的狭いなど作付地域が限定される品種、又は在来種を系統選抜したもので、県が普及奨励しようとするもの。</p>
園芸作物認定品種	<p>県が開発・育成した園芸作物で、収量、病虫害抵抗性、品質その他の栽培上重要な特性、及び生産物の利用上の重要な特性が既存の栽培品種と比較して明らかに優れていると認められるもの、又はこれに準ずると認められ、県が積極的に普及奨励しようとするもの。栽培適地の範囲が比較的狭い品種も含む。</p>

別記2

奨励品種等決定調査の方法

1 調査対象品種

(1) 奨励品種等決定調査（以下「奨決調査」という。）の対象となる品種は、次のすべての要件を満たすものの中から秋田県農作物品種対策協議会の審議を経て決定するものとする。

ア 調査に支障のない程度に品種の固定が進んでいること

イ 調査に必要な種子が十分供給されること

ウ 県が定めた病虫害抵抗性その他の主要な特性について、検定により明らかにされていること

エ 県の対照品種との比較栽培試験等により、対照品種より改善された点が認められること

(2) (1)の品種の育成者（秋田県を除く。）は、調査を受けようとする品種について、(1)のアからエまでの事項に関する資料を添えて、次に掲げる期日までに県に申請を行うものとする。ただし、あらかじめ県と協議して別の期日を設けた場合は、この限りでない。また、県が奨決調査に供するため国から育成品種の配付を受ける場合は、申請は不要とする。

春夏作 2月末日

秋冬作 8月30日

2 調査の期間

(1) 調査の期間は、原則として3年とする。ただし、本県での栽培試験や他の都道府県その他の機関の調査結果から、品種の特性が明かな場合は、期間を短縮することができる。

(2) 基本調査は、品種の特性を明らかにするため、1年目に予備調査、2年目以降に本調査を行う。ただし、当該品種の特性が明らかな場合には、予備調査を省略することができる。

(3) 現地調査は、予備調査が終了してから行う。

3 調査に用いる品種

調査には、次の品種を含めなければならない。

(1) 標準品種

原則として数県にわたり奨励品種として共通して普及しており、調査対象品種の比較対象となる品種

(2) 比較品種

特定の形質を比較するための品種

4 調査の概要

(1) 調査の栽培試験で用いる耕種概要は、次の基準を参考にして秋田県農業試験場が定める。

奨励品種等決定調査の耕種概要の基準

調査の種類		農作物の種類	区 制		耕種法の種類
			1区面積	区 数	
基本調査	予備調査	稲 麦類 大豆	6㎡以上 10㎡以上 12㎡以上	2区以上	作期、施肥水準、移植、播種の方法等について本県に最も普及している耕種様式により調査を行う。
	本調査	稲 麦類 大豆	6㎡以上 10㎡以上 12㎡以上	3区以上	作期、施肥水準、移植、播種の方法等について本県に普及している耕種様式を原則として複数用いて調査を行う。
現地調査		稲 麦類 大豆	20㎡以上	2区以上	作期、施肥水準、移植、播種の方法等について当該地域に最も普及している耕種様式により調査を行う。

(注1) 麦類は、大麦及び小麦をいう。

(注2) 本調査の麦類及び大豆の区数は2区以上とする。

5 調査項目

調査項目は、次の基準を参考として、農業試験場が定める。

奨励品種等決定調査の調査項目の基準

調査の種類		調査の項目
基本調査	予備調査	1 稲 播種期、移植期(直播の場合は入水期)、出穂期、成熟期、発芽の良否(直播又は陸稲の場合に限る。)、稈長、穂長、穂数、全重、玄米収量、標準品種との玄米収量の比較比率、玄米千粒重、玄米品質、倒伏程度、病虫害、気象災害その他の障害に対する抵抗性(本県において重要なものとする。)、有望度及び有利又は不利とした形質 2 麦類 播種期、出穂期、成熟期、発芽の良否、稈長、穂長、穂数、子実収量、千粒重、子実品質、倒伏程度、病虫害、気象災害その他の障害に対する抵抗性(本県において重要なものとする。)、有望度及び有利又は不利とした形質 3 大豆 播種期、開花期、成熟期、発芽の良否、茎長、分枝数、子実収量、百粒重、子実品質、倒伏程度、病虫害、気象災害その他の障害に対する抵抗性(本県において重要なものとする。)、有望度及び有利又は不利とした形質
	本調査	1 稲 予備調査の項目に次の項目を追加する。ただし環境変化を受け難い項目は、省略することができる。 心白又は腹白の多少、搗精歩合及び食味 2 麦類 予備調査の項目に次の項目を追加する。ただし環境変化を受け難い項目は、省略することができる。 容積重及び子実加工品の品質 なお、子実加工品の品質は、収量・品質、栽培特性等で有望と判断された場合のみ実施する。 3 大豆 予備調査の項目に同じ。ただし環境変化を受け難い項目は、省略することができる。
現地調査		1 稲 基本調査の予備調査の項目から全重を除いたものに次の項目を追加する。 最高分けつ期の草丈及び茎数 2 麦類 基本調査の予備調査の項目に同じ。 3 大豆 基本調査の予備調査の項目から分枝数を除いたもの。

(注1) 麦類は、大麦及び小麦をいう。

別記3

秋田県主要農作物種子生産対策協議会設置運営規程

(趣 旨)

第1条 主要農作物は本県農業の基幹作物であり、その優良な種子を安定的に生産・供給していく必要がある。

一方、稲では、近年、業務用米等の需要拡大に伴い、県内においても国や民間が開発した品種の作付拡大が進んでおり、奨励品種等の需要把握や需給調整が困難になりつつある。

このため、国や民間品種の動向にも対応しつつ、奨励品種等の種子の需給調整と安定供給を図ることを目的に、関係機関、団体等からなる「秋田県主要農作物種子生産対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 協議会は次の事項について協議する。

- (1) 県全体の品種別作付動向の把握に関すること
- (2) 翌年産の奨励品種等の原種、原原種及び一般種子の生産、供給並びに確保計画に関すること
- (3) 原種価格の算定に関すること
- (4) 種子の効率的な生産・供給体制の検討に関すること
- (5) 種子の緊急確保、特別増殖、備蓄体制等の検討に関すること
- (6) 他県や国、民間育成品種への対応に関すること
- (7) その他、種子の安定供給に関すること

(構 成)

第3条 協議会は、次の機関・団体等で構成する

- (1) 秋田県農業協同組合中央会
- (2) 全国農業協同組合連合会秋田県本部
- (3) 秋田県主食集荷商業協同組合
- (4) 秋田県産米改良協会
- (5) 公益社団法人秋田県農業公社
- (6) 農事組合法人たねっこ
- (7) 各農業協同組合
- (8) 株式会社大潟村カントリーエレベーター公社
- (9) 秋田県主要農作物種子生産者協議会
- (10) 国及び他県、民間育成品種関係者
- (11) 秋田県農業試験場
- (12) 秋田県農林水産部、各地域振興局農林部

(会 議)

第4条 協議会の開催については、次のとおりとする。

(1) 協議会の出席は、前条の機関・団体の担当課長、各組織の代表者とし、実務担当者等の代理出席も可とする。

(2) 対策協議会に会長を置き、秋田県農林水産部水田総合利用課長がこれに当たる。
なお、会長が出席困難となった場合は、会長が指名した者が代行する。

(3) 協議会は、毎年1回開催するほか、会長が必要に応じて随時開催する。

(4) 会長は、必要に応じて、構成機関・団体以外の者に出席を求めることができる

2 協議する案件を事前に検討するため、前条の構成機関・団体等のうち、会長が指定する機関・団体等の実務者による幹事会を別途設けることができるものとし、幹事長は事務局長とする。なお、幹事長が出席困難となった場合は、幹事長が指名した者が代行する。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は水田総合利用課内に置き、事務局長は水田総合利用課農産・複合推進班長とする。

附 則 この規定は平成30年4月1日から施行する。

附 則 この規定は令和3年4月1日から施行する。